

奈良県告示第三百十一号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第二項の規定による認定をした救急病院は、次のとおりである。

令和七年十一月二十五日

奈良県知事 山下 真

| 名称     | 所在地             | 認定が効力を有する期限 |
|--------|-----------------|-------------|
| 奈良西部病院 | 一 奈良市三碓町二一四三番地一 | 令和十年十一月十六日  |